

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市一宮土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業竹林地区）計画を変更することについて平成19年11月6日認可した。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀